

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て会議（第35回）開催
～新制度における経過措置の項目が提示される…………… 1
- ◆ 2018（平成30）年度 教育・保育施設長専門講座
ぜひご受講ください！…………… 4

◆子ども・子育て会議（第35回）開催 ～新制度における経過措置の項目が提示される

平成30年5月28日、子ども・子育て会議（第35回）が開催されました。

子ども・子育て支援法の附則第2条第4項では、法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、とされています。

検討すべき事項として、次が示されました。

【子ども・子育て会議（第35回）資料3-1 6ページから抜粋】

- (1) 法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項
 - ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目
 - イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目
 - (2) 新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項
 - ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項
 - イ 制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項 など
- (1) 及び (2) を検討した上で、直ちに検討に着手する事項と今後検討すべき事項の精査

その中で「(1) ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目」については、次の10点が示されました。

○幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例（法律の改正が必要）

〔全保協事務局注〕

幼稚園の教諭の普通免許状を有する者または保育士の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭または講師となることができる（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 附則第5条第1項）。

幼稚園の助教諭の臨時免許状を有する者は、助保育教諭または講師となることができる（同法 附則第5条第2項）。

旧免許状所持者であって、更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過し、その後に免許管理者による確認を受けていなくても、教育職員となることができる。

○幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例（法律の改正が必要）

〔全保協事務局注〕

保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和し、3年かつ4,320時間の保育士としての勤務経験と、大学等における単位の修得8単位で、普通免許状（二種／一種）を取得することができる。また、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する。

平成28年度から29年度には、保育士資格、幼稚園教諭のどちらか一方のみ保有している人数は増えている。

○みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置

（政省令等の改正が必要）

〔全保協事務局注〕

みなし幼保連携型認定こども園の職員配置は、改正前の基準「幼稚園部分：短時間利用児」3～5歳児は35：1とすることができる。

○幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例（政省令等の改正が必要）

〔全保協事務局注〕

乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師または、准看護師を、1人に限って保育士とみなすことができる。

○新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置（政省令等の改正が必要）

〔全保協事務局注〕

新制度移行後も、市町村が定める利用者負担額よりも低い金額を徴収することができる（一定の要件あり）。

○みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置（政省令等の改正が必要）

〔全保協事務局注〕

新制度施行前の幼保連携型認定こども園は、2つの施設・2つの認可であり、施設長が2名いたが、新制度移行後は、単一の施設・1つの認可となり、施設長は1人となるため、経過措置として施設長1人分を給付（現に施設長である者が退職等した時点まで）。

- 地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における食事の提供に係る経過措置
- 地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における連携施設に関する経過措置
- 小規模保育事業B型等に係る経過措置（保育従事者の資格）
- 小規模保育事業C型に係る経過措置（定員上限）
（政省令等の改正が必要）

また、「(1) イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目」は、平成28年、平成29年に地方からの提案のあった項目であり、保育標準時間と保育短時間の統合や、認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直しなどがあります。詳細は、資料をご参照ください。

「(2) ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項」は次の項目が示されています。

【子ども・子育て会議（第35回）資料3-1から抜粋】

2 (2) ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

量の拡充・質の向上	○0.3兆円超メニューについては、「子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく」とされているため、こうした方針に基づき、引き続き各年度の予算編成過程において、安定的な財源確保に努めていく。（経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定））
処遇改善	○＜略＞2019年4月から更に1%（月3,000円相当）の賃金引上げを行い、処遇改善について着実に取り組む。（新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定））
幼児教育の無償化	○幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については保育の必要性及び公平性の観点から本年夏までに結論を出すこととされている。（新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定））

本会議には、全保協から佐藤秀樹副会長が出席し、法・政省令等で定められている5年間の経過措置について、引き続き経過措置を延長していただきたいこと、公定価格に関する施設の実態調査については現場の実態をきちんと踏まえていただくこと等について意見表明を行いました。

資料の抜粋を添付いたしますのでご参照ください。資料の全文は内閣府ホームページに後日掲載されますが、それまでの間は全保協ホームページの会員コーナー「全保協ニュースNo.6」のページをご覧ください。

◆2018（平成30）年度 教育・保育施設長専門講座 ぜひご受講ください！

本ニュースNo.18-04 で既報の「教育・保育施設長専門講座」のご案内につきまして、プログラム(3)「保育事業の戦略」(平成30年7月18日～20日開催)の受講者を引き続き募集しております。

「教育・保育施設長専門講座」のプログラム(1)～(3)をご受講されますと、「保育活動専門員」の認定に必要な1,000ポイントを獲得することができます。保育活動専門員は、本会が認定する民間の認定制度です。

今年度、3つのプログラムのご受講が難しい方も、ご受講初年度を含め3年度以内に、すべてのプログラム(順不同)でのご受講により修了できますので、計画的にご受講いただけます。

各プログラムの日程・会場等は以下のとおりです。お申込みにあたっては、全国保育協議会ホームページ(研修会・大会等案内のページ)に掲載の受講案内をご参照ください。ご受講をお待ちしております。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

《講座の概要》

テーマ	日 程	会 場	受講料	
			会 員	会 員 で ない 方
プログラム(1) 保育の将来ビジョン	平成30年9月2日(日) ～3日(月)	新横浜プリンスホテル (横浜市)	30,000円	35,000円
プログラム(2) 新たな保育サービスの開発	平成31年1月29日(火) ～31日(木)	新横浜国際ホテル (横浜市)	35,000円	40,000円
プログラム(3) 保育事業の戦略	平成30年7月18日(水) ～20日(金)	東京ベイ幕張ホール (千葉市)	35,000円	40,000円